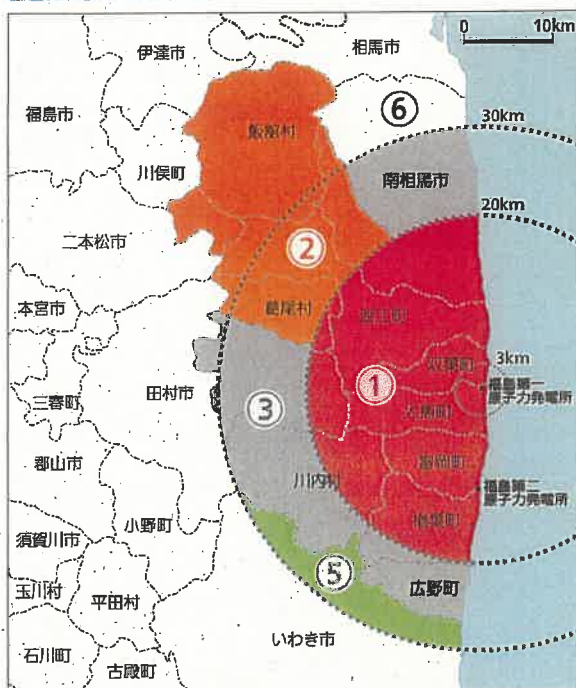


【避難等対象区域】



- ①平成24年3月31日時点の警戒区域(※)
 ②平成24年3月31日時点の計画的避難区域(※)
 ③旧緊急時避難準備区域のうち、
 下記④以外の区域
 ④特定避難勧奨地点
 (地図に表示しておりません)
 ⑤旧屋内退避区域のうち、
 上記②～④以外の区域
 ⑥南相馬市全域のうち、
 上記①～④以外の区域

(※)平成24年4月1日以降、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定された区域および福島第一原子力発電所から半径20km以上の楢葉町全域を含みません。

対象区域	対象区域のご説明
①平成24年3月31日時点の警戒区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という)から半径20キロメートル圏内の区域
②平成24年3月31日時点の計画的避難区域	平成23年福島第一および第二原子力発電所事故にかかる原子力災害対策本部長(以下「原子力災害対策本部長」という)が平成23年3月12日付で避難のための立退きを指示した区域(①の区域)を除く以下の区域 ・葛尾村 ・浪江町 ・飯館村 ・川俣町の一部:山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班までおよび167林班 ・南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付で屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳および原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班までおよび2130林班
③旧緊急時避難準備区域のうち、下記④以外の区域	原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付で避難のための立退きを指示した区域(①の区域)を除く以下の区域 ・広野町 ・川内村 ・田村市の一部:都路町、船引町横道、常葉町堀田および常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までおよび301林班から303林班までの一部 ・南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付で屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち、②の区域を除いた区域
④特定避難勧奨地点	政府により特定避難勧奨地点として設定された地点
⑤旧屋内退避区域のうち、上記②～④以外の区域	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内で、上記②～④以外の区域(屋内退避指示は平成23年4月22日付で解除)
⑥南相馬市全域のうち、上記①～④以外の区域	南相馬市全域のうち、①～④以外の区域(南相馬市は、3月16日、市民に対し、一時避難を要請・支援。屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、南相馬市のうち、上記①、②、③を除く区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した)。



東京電力「福島第一原子力発電所 東北地方太平洋沖地震に伴う
原子炉施設への影響について」(平成23年9月)を基に作成